

留寿都村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 留寿都村

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度(12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	4.7	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区(三ノ原処理区)		
処 理 場 数	1箇所(三ノ原浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	未実施		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m ³ まで：1,400円 超過使用料 10m ³ を超えた分：1m ³ につき155円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 20m ³ まで：3,240円 超過使用料 20m ³ を超えた分：1m ³ につき155円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	○臨時用・供用 基本使用料 10m ³ まで：2,160円 超過使用料 10m ³ を超えた分：1m ³ につき155円				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,860 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,692 円
	平成26年度	2,950 円		平成26年度	3,856 円
	平成27年度	2,950 円		平成27年度	3,840 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいいます。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいいます。

③ 組織

職 員 数	農林建設課は平成28年度現在10人で、下水道事業を含む複数の事業を兼務して当たっています。職員給与費の予算措置については、公共下水道事業特別会計に1人を置いている状況です。
事 業 運 営 組 織	平成28年度の機構改革で、下水道事業を担当する建設課と産業課が合併し、農林建設課となりました。これにより、他の事業と兼務する形ではありますが、担当職員が増加しています。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	供用開始の平成16年度から、施設の保守点検業務及び水質試験業務を民間委託しています。施設には常駐せず、年間26回の巡回管理となります。
	イ 指定管理者制度	三ノ原浄化センターだけでは施設規模が小さく、メリットが少ないと考えられるため、留寿都浄化センターと一括しての導入を検討します。
	ウ PPP・PFI	三ノ原浄化センターだけでは施設規模が小さく、メリットが少ないと考えられるため、留寿都浄化センターと一括しての導入を検討します。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	施設規模が小さいため、投資に見合うだけの収益が得られないと判断しました。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	施設規模が小さいため、投資に見合うだけの収益が得られないと判断しました。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指します。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付しています。

<p>平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しています。 この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本村の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>
--

経営比較分析表

北海道 留寿都村

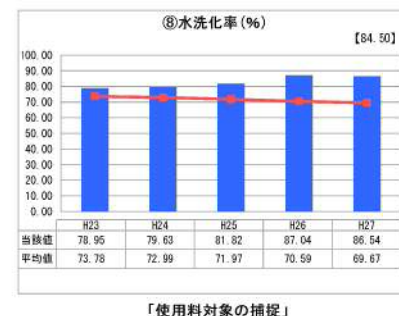
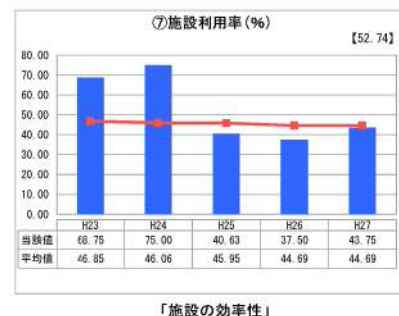
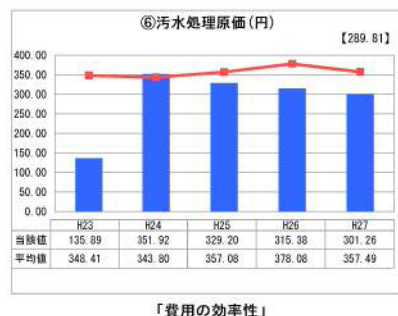
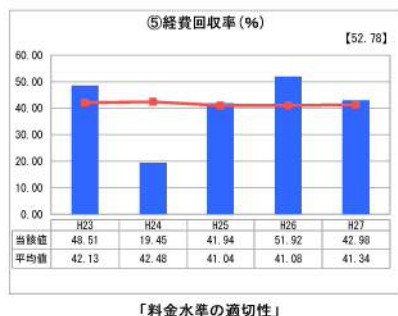
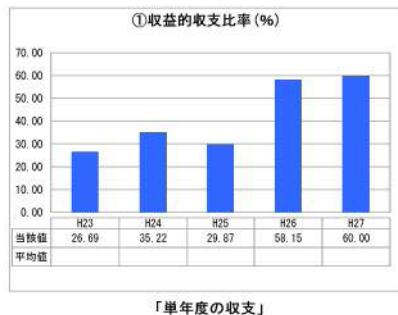
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	2.80	100.00
1か月20m ² 当たり家庭料金(円)			
2,950			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,955	119.84	16.31
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
52	0.11	472.73

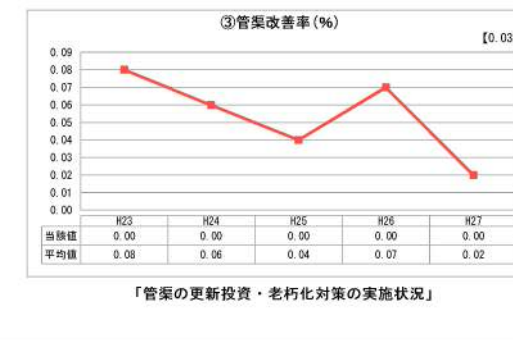
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率が、100%を下回っているため、赤字となっており、また、収益のほとんどが、使用料収入以外に頼っている。接続率の向上で使用料収入の増加は可能だが、処理区域内人口は少なく、経費の全額を賄うことが難しいため、一般会計からの繰入金に頼っている。そのため、費用の削減による経営改善を行わなければならない。

②地方債残高の全額が、一般会計負担額であるため、種か0となっている。現在の地方債残高は、建設当初の投資分のみとなっているが、施設の供用開始から10年を経過したことから、老朽化による更新の必要性が高まっているため、今後計画的な投資を行う。

③経費回収率は100%に満たないため、使用料で回収すべき経費をすべて賄えていない状況である。処理区域内人口が少ないことから、使用料収入の大幅な増加は見込めないため、汚水処理費の削減による改善を図る必要がある。

④類似団体との比較では、ここ数年は同水準である。これは、道庁化による小学校の閉校等による、当初より処理水量が低下したことが原因である。しかし、過去の累積では1日当たりの最大稼働率が90%を越えたことがある。

⑤水洗化率は100%に満たないため、使用料収入増加を図るためにも、未接続者に対して、接続を促していく。

2. 老朽化の状況について

供用開始から10年経過したが、現在は老朽化による更新の必要性がないため、管渠改善率は0%である。今後は、長寿命化計画の策定により、計画的な管理を行う必要がある。

全体総括

①収益的収支比率及び⑤経費回収率のとおり、現状では使用料で回収すべき経費を、使用料収入で賄えていない状況である。理由としては、処理区域内人口が少ないから、使用料収入には限界があるためであり、一般会計からの繰入金に頼らなければならない。しかし、今後老朽化による更新費用の増大が見込まれる。そのため、⑧水洗化率のとおり、接続率は100%には達していないことから、接続を促すことにより使用料収入を増加させ、また、公共下水道施設と一括で包括的民間委託を導入し、効率化することで費用の削減を図るなど、経営改善に向けての検討をする必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

今後施設の老朽化による維持管理費の増加が予想されます。処理人口が少なく今後も増える見込みがないため、使用料収入の増加も期待できません。このことから、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行います。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討します。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率を図りつつ、将来的には包括的民間委託等により、効率的な民間活用について検討します。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、現在使用料の未納はなく、今後も収入確保のため確実に収入していきます。

○水洗化の促進

接続率は100%に満たないため、収入確保の点からも接続を促していきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度			
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)			6,961	7,503	7,658	8,161	8,187	8,629	8,497	8,646	8,498	8,646	8,497	8,646			
		(1) 営 業 収 益 (B)			692	646	646	669	669	675	681	681	681	715	715	715		
			ア 料 金 収 入				690	646	646	669	669	675	681	681	715	715	715	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他				2												
		(2) 営 業 外 収 益			6,269	6,857	7,012	7,492	7,518	7,954	7,816	7,965	7,817	7,931	7,782	7,931		
			ア 他 会 計 繰 入 金				6,269	6,857	7,012	7,492	7,518	7,954	7,816	7,965	7,817	7,931	7,782	7,931
	イ そ の 他																	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)			3,073	3,166	3,099	3,128	2,895	2,964	2,741	2,796	2,553	2,605	2,359	2,408		
			(1) 営 業 費 用			1,329	1,503	1,530	1,640	1,492	1,651	1,520	1,668	1,520	1,668	1,520	1,668	
				ア 職 員 給 与 費														
				ウ ち 退 職 手 当														
			イ そ の 他				1,329	1,503	1,530	1,640	1,492	1,651	1,520	1,668	1,520	1,668	1,520	1,668
			(2) 営 業 外 費 用			1,744	1,663	1,569	1,488	1,403	1,313	1,221	1,128	1,033	937	839	740	
ア 支 払 利 息						1,744	1,663	1,569	1,488	1,403	1,313	1,221	1,128	1,033	937	839	740	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																		
イ そ の 他																		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)				3,888	4,337	4,559	5,033	5,292	5,665	5,756	5,850	5,945	6,041	6,138	6,238			
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)			5,010	5,000	1,200	700	800	800	800	800	800	800	800	800		
			(1) 地 方 債			5,000	5,000	1,200	700	800	800	800	800	800	800	800	800	
				ウ ち 資 本 費 平 準 化 債				5,000	5,000	1,200	700	800	800	800	800	800	800	800
			(2) 他 会 計 補 助 金															
	(3) 他 会 計 借 入 金																	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金																	
	(6) 工 事 負 担 金				10													
	(7) そ の 他																	
	2 資 本 的 支 出 (G)			8,898	9,337	5,759	5,733	6,092	6,465	6,556	6,650	6,745	6,841	6,938	7,038			
		(1) 建 設 改 良 費																
			ウ ち 職 員 給 与 費															
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)				8,898	9,337	5,759	5,733	6,092	6,465	6,556	6,650	6,745	6,841	6,938	7,038	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																		
(5) そ の 他																		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)				△ 3,888	△ 4,337	△ 4,559	△ 5,033	△ 5,292	△ 5,665	△ 5,756	△ 5,850	△ 5,945	△ 6,041	△ 6,138	△ 6,238			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	692	646	646	669	669	675	681	681	681	715	715	715
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	121,556	112,219	106,460	100,727	94,635	88,170	81,614	74,964	68,219	61,378	54,440	47,402

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度									
区 分												
収 益 的 収 支 分	6,269	6,857	7,012	7,492	7,518	7,954	7,816	7,965	7,817	7,931	7,782	7,931
うち基準内繰入金	5,642	6,000	6,128	6,521	6,695	6,978	6,977	6,978	6,978	6,978	6,977	6,978
うち基準外繰入金	627	857	884	971	823	976	839	987	839	953	805	953
資 本 的 収 支 分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	6,269	6,857	7,012	7,492	7,518	7,954	7,816	7,965	7,817	7,931	7,782	7,931

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標に関する事項
計画期間中の補助事業の予定はありません。
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
管渠の整備は終了し、処理場の能力に余裕があるため、計画期間中の工事予定はありません。
- ・防災・安全対策に関する事項
計画期間中の補助事業の予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項
一般会計からの繰入を極力減らすため、確実な使用料収納と資本費平準化債の発行を計画しております。
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
未接続者の接続による収入の増及び平成31年度の消費税増税に伴う料金改定を考慮して、計画しています。
- ・企業債に関する事項
計画期間中に建設改良工事の予定はないため、資本費平準化債の起債額を発行可能額以内で計画しています。
- ・繰入金に関する事項
元利償還に充てる繰入分については基準内で算定し、使用料収入で賄えない維持管理費用については基準外繰入で算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・動力費に関する事項
平成28年度は予算ベースで算定しています。
平成29年度以降は、未接続者が少なく、接続による処理水量の大きな増加は見込まれないため、過去5年間の平均から算出しました。
- ・薬品費に関する事項
平成28年度は予算ベースで算定しています。
平成29年度以降は、未接続者が少なく、接続による処理水量の大きな増加は見込まれないため、過去5年間の平均から算出しました。
- ・修繕費に関する事項
平成28年度は予算ベースで算定し、平成29年度以降は過去5年間の平均から算出しました。
- ・委託費に関する事項
処理水量の大きな増加は見込まれないため、現在の委託費と同額としました。
- ・その他
平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しています。
また、隔年で実施している汚泥引抜の経費を算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	三ノ原処理区だけでは、処理人口が少なく使用料収入の増加も見込めない状況であり、今後老朽化による維持管理費の増加が予想されることから、留寿都処理区との統合等を検討します。
投資の平準化に関する事項	計画期間中に具体的な建設改良工事の予定は無いが、供用開始から10年以上を経過しているため、計画的な更新を検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	三ノ原浄化センターだけでは施設規模が小さく、メリットが少ないと考えるため、留寿都浄化センターと一括しての導入を検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	維持管理費用について、使用料収入で足りない分を一般会計からの繰入に頼っている状況のため、料金改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	維持管理費用及び企業債の元利償還を一般会計からの繰入に頼っている状況のため、基金への積立は困難な状況です。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	三ノ原浄化センターだけでは施設規模が小さく、メリットが少ないと考えるため、留寿都浄化センターと一括しての導入を検討します。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業での職員給与費の計上はしておらず、特定環境保全公共下水道事業に1人分を計上しています。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について検討します。
薬品費に関する事項	毎年度、薬品の見積合せを実施し、薬品費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	修繕計画を策定し、計画的な修繕をします。
委託費に関する事項	包括的民間委託の導入等を検討し、効率的な施設管理を検討します。
その他の取組	接続率の向上による財源確保に取り組んでいきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年ごとに見直しを行い、事後検証及び更新を図ります。
---------------------	----------------------------